

第5章 現代ドイツにおける「社会的市場経済」の変容

－ 2003年閉店時間法改正論議を手がかりに－

はじめに

第二次大戦後のドイツ経済は、GDP総額が世界の2～3位であり続けたという量的な意味もさることながら、「質的」な意味でも、世界経済において重要な地位を占め続けてきた。というのは、戦後ドイツ経済の様々な経験、たとえば西ドイツの社会的市場経済体制、労働システム、環境対策、EU統合、東ドイツの社会主義体制といったものが、他の国・地域から一つのモデルとして注目される存在であったり、あるいは世界史的意義を有する経験だったからである。EU統合はいうに及ばず、労働システムや環境対策については我が国でもドイツを一つの「理想」とする見方は広く受け入れられているところであり、また04年10月に調印されたEU憲法には、EUは「高度に競争的な社会的市場経済を基盤とする」との文言がみられる¹⁾。東ドイツについても、社会主義体制が20世紀世界経済の一つの重要構成部分であったことを鑑みれば、その総括は欠かせない経験だといえる。

ところが、近年、これらの諸経験が、現在のドイツの不況や大量失業の主要な要因となっているとの見解が一般に広まっている。ドイツの高賃金・短労働時間や充実した社会保障は企業の高コスト構造を生み、そこに東西ドイツ統一の財政負担やEU通貨統合の財政赤字安定化規定による法人税を減税しがたい状況、さらには環境税の負担が加わることで、ドイツ企業の国際競争力が低下し、90年代半ば以降の不況や大量失業につながっているというのである²⁾。その結果、「アングロサクソンの新自由主義」の世界的流行の影響も相まって、近年のドイツでは、その歴史において蓄積してきた「ドイツ的」諸制度を否定するような傾向が、経済政策・社会政策面でみられるような感がある。最近のドイツで見直しを実施もしくは検討されている事項としては、労使協約、共同決定、失業保険、解雇保護、マイスター制度など主として労働政策に関わるものがあげられる。ドイツ史が築いてきた諸制度を否定するようなこうした動きが今後もいっそう進むようであれば、ドイツ史の研究意義自体が問われてくるとさえいえるであろう。そこで、ドイツ経済の現状とそれが向かおうとしている方向を的確に理解したうえで、ドイツ史の研究意義・課題を改めて問い直す作業が今日の時点で必要であるように思われる。本稿はこうした問題意

*1. http://europa.eu.int/comm/press_room/presspacks/constit/consolidated%20version_en.pdf のP.16を参照。

*2. こうした見解は政・産・学界において優勢な認識だといえようが、一例としてドイツ五賢人委員会元代表でドイツを代表する経済学者の一人のヘルベルト・ハックス(竹内常善・石井聡訳)「ドイツにおける企業構造の変化」『戦後史の分岐点 孤立の日本統合のドイツ』京都大学出版会、2005年刊行予定。

識を念頭におきながら、現在ドイツの「社会的市場経済」がどう変容しようとしているのかを検討していくこととする。

そもそも社会的市場経済とは、その名付け親であるミュラー＝アルマック (Müller-Armack, Alfred) によれば、「社会的安全と経済的自由の結合」と構想されている³。この「結合」をいかに行うかが、戦後各政権の課題であり、また特色の出し所だったといってもよい。1950年代から60年代前半は、キリスト教民主同盟(CDU)を中心とする政権が、「経済の奇跡(Wirtschaftswunder)」と呼ばれる経済成長を背景に、それ以降の時期と比較すれば、「経済的自由」と「社会的安全」(以下、「社会面」)の両者をバランス良く維持した時期だと評価される。60年代半ばの不況後、戦後初めて政権を担った社会民主党(SPD)は、70年代にかけて労働者の権利をいっそう強化し、社会保障面の充実を図った。その結果、他方で「社会面」による市場機能の阻害が問題として取り上げられるようになる。70年代後半になると、失業率の上昇や社会保険関係費の膨張を背景に、学界でも「社会国家の限界」論が展開され、社会政策の分野における市場原理の復権の必要性が叫ばれ始めた。そして82年からのCDUコール(Kohl, Hermut)政権下では、経済成長の桎梏となっている「ゆきすぎた」労働者保護を緩和し、経済的自由に対する様々な法的規制を廃止、もしくは改正すべきだとの論調が主流となっていった⁴。90年代以降になると、経済のグローバル化を背景とする産業立地競争の圧力と資本の論理の圧力、サプライサイドを重視する経済学の影響、そして前述のような企業の競争力に関する「危機意識」の下、企業活動にとって好ましくないと思われる条件を排除せねばならない、つまりは様々な規制を緩和せねばならないという気運が、政府・産業界・学界にいっそう高まってきた⁵。時代は、「社会面」の重視から市場メカニズムの重視へと転換してきたのである⁶。

その規制緩和を巡る議論のなかで、たびたび取り上げられてきたテーマの一つが閉店時

*3. Klein/Parskewopoulos/Winter (Hrsg.), *Ein Modell für Europa*, Berlin 1994, S.11. 社会的市場経済の構想については、拙稿『『社会的市場経済』と西ドイツ経済史』『ニューズレター(名古屋大学国際経済動態研究センター)』Nr.13(2002年)、22-24頁で一応のまとめを試みている。

*4. 西谷敏「ドイツ労働法の弾力化論(1)」『大阪市大法学会雑誌』第39巻2号(1993年)247-249頁。

*5. この点に関連する文献は多いが、とりあえず戸原四郎・加藤榮一・工藤章編『ドイツ経済:統一後の10年』有斐閣、2003年、28-29、80-81、198-199頁、近藤潤三『統一ドイツの政治的展開』木鐸社、2004年、とくに第3章、走尾正敬『現代のドイツ経済』東洋経済新報社、1997年、序章、野田昌吾『統一後十年の「社会的市場経済」』『大阪市立大学法学雑誌』第48巻1号(2000年)、266-269頁。

*6. こうした戦後西ドイツ経済に関する時期区分は一般的理解といってよいだろう。たとえば、Feldenkirchen, Wilfried, *Die deutsche Wirtschaft im 20. Jahrhundert*, München 1998, S.25f.

間法(Ladenschlußgesetz)である。小売業従業員の長時間労働からの保護を主要な目的として1956年に制定された同法は、「労働者保護の基本法」ともいわれ⁷、戦後50年近くに亘りその社会政策的な意義が強調され維持されてきた。だが他方で閉店法は、「ドイツの停滞・改革の停滞にとって象徴的なテーマ」と常に強い批判の対象ともなっている⁸。経済的自由やサービス産業の発展を阻害する「市場経済の異物」だとして⁹、その規制の緩和もしくは撤廃要求がなされ続けてきたのである。こうした同法の性格を考えると、閉店法を巡る議論は、まさに社会的市場経済の構想である「社会的安全と経済的自由の結合」をいかになそうとしているかという問題と直接関わるものだといえるだろう。経済のグローバル化や、EU統合、IT化といった新しい国際経済情勢のなかで、現在のドイツでは閉店時間法を巡ってどのような議論が展開されているのだろうか。さらには一つのモデルとして世界から注目されてきたドイツの「社会的市場経済」や社会政策は、どのように変容しようとしているのだろうか。本稿は、2003年3月の閉店時間法改正を巡る一連の議論を追跡することで、こうした問題に迫ることを課題とする。

I. 改正前の状況

1. 1996年改正までの状況

閉店時間法は、1956年11月の制定以来、一貫して改正・廃止を要求されてきた法律であった。当時の経済相であり「社会的市場経済」実現の立役者の一人であったエアハルト

表1 ドイツ閉店時間法における営業時間の規定の変遷

	1956年法	1989年改正	1996年改正	2003年改正
平日(月～金)	7時～18時30分	木曜のみ20時30分まで	6時～20時	
土曜	7時～14時 ⁽¹⁾		6時～16時	6時～20時
日祝日	閉店			

(1) 毎月第一土曜(その日が祝日の場合第二土曜)のみは18時まで。またクリスマスについては、別途特別の規定がある。

※なお、鉄道駅・空港・ガソリンスタンドの売店、自動販売機、観光地の店舗は1986年以来、例外的にこの時間規制を受けずに営業できる。

*7. Träger, Uwe Chr., Der deutsche Ladenschluss - und wieder kein endgültiges Ende?, in:ifo-Schnelldienst, 3(2003), S.8.

*8. Frankfurter Allgemeine Zeitung, 11. Dezember 2002(以下同紙については、<http://www.faz.net/s/homepage.html>より引用)において、キリスト教民主・社会同盟の経済政策広報ヴェール(Wöhrl, Dagmar)が述べたもの。

*9. Gutowski, Armin, Das Ladenschlußgesetz - ein Fremdkörper in der Marktwirtschaft, HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung-Hamburg-Report, Nr.69, Hamburg 1986.

(Erhard, Ludwig)が、「こんな法律を理解することはできない。なぜなら私は経済政策的考慮をするにさいして、まずは消費者に配慮するからである」とたびたび強い拒否反応を示したのをはじめ¹⁰、消費者の視点や市場経済の自由(営業の自由、資源投入の自由)の観点から批判が提出され続けてきた。その結果、クリスマス前の4土曜日の営業時間延長、自動販売機の営業時間、観光地の営業時間などについて緩和の方向で細かな法改正がなされることはあった。しかし、全体的な閉店時間規制の改正に至ることは80年代末までなかった(閉店法、改正法の規制内容とその例外については表1を参照)。従業員保護を訴える労働組合をはじめ、日曜労働の禁止を求める教会、大企業との平等な条件設定を望む中小店を中心とする小売業者が、規制に賛成の立場を堅持し、それらを支持基盤とする二大政党も改正を求めなかったためである。1961年、連邦憲法裁判所が、従業員がいる(多い)店舗といない(少ない)店舗の間での閉店時間の差による競争の不平等を防ぎ、競争中立性を確保するという秩序政策的な機能を果たすがゆえに、閉店法は合憲であるとの判断を下していたことも、法の保持に大きな影響を及ぼしていた¹¹。

だが、1980年代以降、規制緩和が叫ばれ始めると、閉店法に関しても、批判的論調が主導権を握るようになった。その結果、コール政権下の89年に、法制定以来初めて小売業全体の営業時間を変更する、木曜開店時間延長に関する法改正へと至る¹²。改正への動きはそれにとどまらなかった。91年、政府の諮問を受けた規制緩和委員会答申のなかで、重要な検討事項の一つとして閉店法の緩和が取り上げられたのに続き、CDUと連立を組む自由民主党(FDP)から93年に経済相に就任したレックスロート(Rexrot, Günther)が、法の完全な廃止に言及した。これらを受けて、連邦政府は、6大経済研究所の1つであるミュンヘンのifo研究所に対して、法改正の是非を多面的に検討するよう諮問した。同研究所は、95年8月に提出したその答申のなかで、56年の法制定当時とは状況が大きく変化しており、営業時間の決定は法律による規制ではなく市場メカニズムに任せるべきであることを主張し、平日の開店時間を6～22時、土曜は6～18時へと延長することを提案した。そしてそれにより小売業の売上げが3%、雇用は5万人の上昇が見込めると予測したのである。このときFDPは改正に賛成であり、CDUの多数派も同様の意見であった。だが、CDU内でも中小小売業者に近い中間層グループは、改正への不満を表明していた。そこでifo案より延長時間を短くした平日の開店時間を20時まで、土曜を16時までとする連邦政府法案が提出され、連立与党の賛成多数で96年6月21日に可決された(施行は

*10. Erhard, Ludwig, *Wohlstand für Alle*, Düsseldorf 1957, S.159f.

*11. George, Torsten, *Das Ladenschlußgesetz auf den Prüfstand*, Wiesbaden 1996, S.9; Schunder, Achim, *Das Ladenschlußgesetz - heute*, München, 1994, S.26.

*12. Spiekermann, Uwe, *Freier Konsum und soziale Verantwortung. Zur Geschichte des Ladenschlusses in Deutschland im 19. und 20. Jahrhundert*, in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, 49/1(2004), S.41f.

同年11月1日)。野党SPDは改正に反対の姿勢を貫き、反対票を投じた¹³。

この96年改正当日の連邦議会討議において取り上げられた論点は、要約すれば以下のようなものであった¹⁴。改正賛成派は、開店時間の延長を求める消費者のニーズ、延長による小売業の売上げ増大の見込み、パートタイマーの雇用増による失業の減少の予測(失業率の高い現状では、失業者でいるよりもパートタイマーで雇用される方が望ましい)を主張したほか、閉店法はドイツが社会改革を行う能力を持っており、かつその用意があることを示すための象徴的なテーマであること、欧州統合の進展により消費者の外国での買い物が容易になることを考慮すべきこと、「我々は孤立した島に住んでいるのではなく、ヨーロッパの中に住んでいる」こと(ブルーム労働相 Blüm, Norbert)¹⁵、などに注意を喚起した。これに対しSPDを中心とする改正反対派からは、開店時間延長により小規模店が大規模店とのさらに激しい競争に巻き込まれ、大規模店への集中が進行すること、失業率上昇・福祉切り下げによる国内購買力が低下している現状では、改正による売上げ増が期待できないこと、パートタイマー雇用の増大により社会保険加入義務のない労働者の比率が増加し、不安定な雇用が拡大すること、などへの懸念が表明された。

このように1996年改正を巡る議論においては、小売業の売上げ増減の如何、パートタイマー増加による雇用の増大の是非といった改正の具体的効果に関わる論点がまず前面に取り上げられていた。加えてifo研究所は市場メカニズムの重要性を訴え、また連邦議会でもドイツの社会改革の必要性が叫ばれるなど、市場機能の強化が強調されている。他方でSPDなど改正反対派からは、福祉切り下げや不安定な雇用の拡大への懸念が表明され、「社会面」の成果を保持すべきことが主張されていた。このほか、EU統合進展のなかで小売業の立地としてドイツを強化する必要性が確認されるなど、EU統合の影響という論点も新たに出てきていた。

2. 閉店法議論への再点火

1996年改正法施行3年後の99年10月、ifo研究所は「閉店に関する所見」を発表した¹⁶。そこでは、将来は月～土曜の開店時間規制を完全に撤廃すべきことが提案された。その理

*13. この1996年改正を巡る状況については、Geroge, T., *a.a.O.*, S.10-12. 我が国でも、藤内和公「ドイツ小売業の営業時間規制」『季刊労働法』180号(1998年8月)、92-131頁、和田肇『ドイツの労働時間と法:労働法の規制と弾力化』日本評論社、1998年、148-157頁に詳しい。

*14. *Verhandlungen des Deutschen Bundestages*(以下、*VdDB*). *Anlagen zu den Stenographische Berichte* 1996, 13. Wahlperiode, 114. Sitzung, Bonn 1996, S.10203-10222.

*15. *Ebenda*, S.10218.

*16. ifo Gutachten zum Ladenschluss, 12. Oktober 1999(http://idw-online.de/public/zeige_pm.html?pmid=14616).

由としては、規制の完全撤廃による自由競争を通じてのみ、消費者の嗜好に応じた開店時間や小売企業の効率性の向上が可能となること、自由化によって、商品やサービスの供給を一定の消費者集団の生活時間に適応させるような新タイプの小売企業が生まれるだろうし、また小規模店や孤立した立地にある企業の犠牲によって、小売業における構造改革が進むであろうこと、開店時間の規制は、社会的価値観にのみ結びつけて正当化されてきたが、被用者の長時間労働からの保護は今日では労働協約によって確保されていること、などが挙げられた。いずれも市場メカニズムの重要性の指摘、「社会面」重視への批判につながるものと解釈できるだろう。

この ifo 所見以降、閉店法を巡る議論に再度火がつくこととなった。自由化賛成の論陣を張るのは、消費者団体、大企業を中心とする小売業関係者、いくつかの州政府などであった。小売業界は、規制緩和により営業活動に裁量の余地を拡大することで小売業の構造改革を進めるべきこと、小規模店でも自由化に伴う営業時間の弾力的利用によって大企業に対するメリットも出しうるのであり、自由化が小売業の集中化のみを進めるわけではないことを表明した。また自由化に賛成の州は、州が代表機能をもつ連邦参議院で規制の撤廃を働きかけた。開店時間は地域振興のために地域ごとの事情に合わせて各州が決定すべき事項であり、連邦で統一的に規制されるべきではないというのが彼らの意見であった。99 年末には、旧東独地域で自治体が独自に日曜営業を認めたものの、裁判所により差し止められるという出来事も起こった。他方、自由化反対はとくに労働組合と教会から訴えられた。商業・銀行・保険労組と職員労組は、96 年の改正以後も売上げは増加しなかったし、約 25 万人の正規雇用が失われたとしてさらなる規制緩和に強く反対した。こうした動きに対して 98 年秋から前コール政権に替わった SPD・緑の党政府は、中間的な立場をとっていた。シュレーダー首相(Schröder, Gerhard)は、2000 年 7 月のインタビューで、閉店法改正に関してまったく反対というわけではないが、なお十分にこのテーマについては検討を進めておらず、教会や労組などとの社会的合意を得ることが必要との見解を示した。同様にミュラー経済相(Müller, Werner:無党派)も、閉店法に関する議論は大に行うべきであり、平日の自由化に関しては労組と話し合いを持ちたいとしていたが、現時点では取り組むべきより緊要なテーマがほかに存在すると述べていた^{*17}。

そうしたなか、00 年 8 月の各州経済省次官会議は、SPD が政権を担当する州を含む圧倒的多数で、平日開店時間を 22 時まで、土曜は 20 時まで延長する方向で法改正を求め旨を、連邦参議院に提出することで合意した。この件については 9 月に同院経済委員会において、10 月 1 日には本会議で討議された。そこでは、CDU 政権のベルリン州から

*17. BPA-MITSCHRIFT, 25.7.2000(<http://www.bundesregierung.de/Nachrichten/Reden-436.14842/rede/Pressekonferenz-mit-Bundeskanz.htm>)、*Das Parlament*, 25.9.2000(以下同紙については、<http://www.das-parlament.de/>より引用)。『海外労働時報』2000 年 1 月号、45 頁、同、2000 年 11 月号、39-40 頁。

「開店時間の延長は、立地としてのドイツにも肯定的な影響を及ぼすだろう」ことが主張された。だが結局、SPD政権の各州がここで棄権または拒否したために、延長へ向けて一致は得られなかった。SPD側からは、「これまで延長された開店時間は、大規模店にしか利用されておらず、自由化は大企業をいっそう強化するだけ」であり、労働組合や小売業者とのさらなる協議が必要だとの見解が述べられた^{*18}。

このSPD政権各州政府の態度の急変の理由について、保守系有力紙のフランクフルター・アルゲマイネは、「SPD指導部のあからさまなクライアント政策にあった」と論評している。ニーダーザクセン州大臣のSPDのゼンフ(Senff, Wolfgang)が参議院本会議の直前に「我々はこの議会任期の最後まで、労働組合を困難に陥れないために、大きなテーマを扱うことはないであろう」と述べたことに表れているように、「小売業の300万人の従業員が、首相への威嚇に動員された」。SPD党员でありながら、かねてより閉店法緩和の支持者だったノルトライン・ヴェストファーレン州のクレメント首相(Clement, Wolfgang)が、党指導部からの要請で延長反対を組織する側に回ったことがその象徴的な出来事であったというのである^{*19}。この時点ではまだ、SPDの政策に対する労組の影響力は強かったことが確認できるであろう。そして同紙は、「労働市場の根本的な弾力化が重要だと議論されている」なかで閉店法についての議論が今回のように先送りされる傾向がある原因に関して、「企業の経済的な要求と結びついた消費者の要望と、従業員のための社会法とを調和させる」ことの困難さ、まさに市場メカニズムと「社会面」のバランスをどうとるかの点に難しさがあると見ていた。ifo 所見以降一時的に盛り上がった閉店法を巡る議論は、この時点で一旦収束に向かうことになった。

この後、03年改正への具体的な動きが現れる02年秋まで、閉店法に関する議論は顕著に減少したが、その間に現れた自由化に反対と賛成の立場からの注目すべき意見をそれぞれ紹介しておきたい。自由化反対の立場からは、ラウ大統領(Rau, Johannes; SPD)のハンス・ベックラー財団(ドイツ労働総同盟の関連団体)での講演(00年10月)の一部を引用しておこう。「閉店時間の修正可能性に関する議論は、私は基本的には正しいことだと考えています。しかし我々は知るべきです。『顧客に便利な』という一つの視点から見えてくるものすべてが、さらに広い意味での『人間に好ましい』ものではないということ。生活の質というのは、買い物できる時間のみに規定されるものではありません。日曜や祝日を保護したり、それにより人間的な生活のための必要条件を作り出すことは、国家の課題なのです」^{*20}。この演説は、「社会面」への配慮の重要性を改めて指摘したものだといえるだろう。これに対してCDUのクローグマン議員(Krogmann, Martina)は01年2月の

*18. *Das Parlament*, 6.10/13.10.2000.

*19. *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 20. Oktober 2000.

*20. *Bulletin der Bundesregierung*, Nr.67-1 vom 14.10.2000 (<http://www.bundesregierung.de/Nachrichten/Bulletin-,435.21982/Rede-von-Bundesprasident-Joha.htm>).

連邦議会において、「情報化社会におけるドイツ経済」と題して以下のように演説した。

「政府は、今一度閉店法に取り組みねばなりません。インターネットを通じて 24 時間いつでも世界中で買い物が可能になっている時代に、閉店法を何も変えないというのは考えられないことです。もし連邦政府がインターネットの方を実効性のないものにしたいのなら、20 時以降の電子商取引を禁止する法律がないといけません。経済のダイナミズムを促進するような現代的な経済政策を要求します」^{*21}。ここには、電子商取引という新たな論点が登場しており、以降自由化推進派の一つの重要な主張点となっていくことになる。

II. 2003 年改正論議

1. 改正へ向けての動向

状況が急展開を迎えたのは、02 年の秋であった。9 月の総選挙でかろうじて政権を維持したシュレーダー首相は、経済省と労働省を統合した経済労働省の大臣にノルトライン・ヴェストファーレン州首相のクレメントを指名した。前述のように閉店法緩和論者だったクレメント経済労働相は、就任直後から法改正に意欲を示していた。同大臣は、失業対策としての職業紹介の改革などを内容とするハルツ委員会答申を実施するための法案が 11 月 15 日に連邦議会で可決されると、閉店法の改正作業に入った。経済労働省は、土曜の開店時間を 20 時まで延長する法案をまとめ、シュレーダー首相もこの法案を支持した。その結果、12 月 11 日に連邦政府案として決定され、連邦議会に諮られることとなった^{*22}。

この改正への動きに対して、労働組合は強く反発した。統一サービス産業労組(01 年 3 月に商業・銀行・保険労組、職員労組等 5 労組が合併して誕生した産業別組合としては世界最大の労組)の指導部は、「足りないのはお金であって、買い物をする時間ではない」と批判した。ドイツ労働総同盟のゾンマー会長(Sommer, Michael)も、「閉店法の改正は本質的に不必要である。それによって従業員の状況は改善されないし、消費が刺激されることもないであろう」と述べた。SPD 党内でも左派は改正に慎重な姿勢を見せ、改正案議決当日になっても 25 人の連邦議員が実際には法案に反対だったといわれており、むしろ連立相手の緑の党の方が改正に積極的であった^{*23}。

SPD は、閉店法制定以来規制の緩和に反対であったし、96 年改正のさいにも、労組の影響を背景に反対の姿勢を貫いていた。その後一時改正議論が高まった 2000 年当時でも、上述のように首相や閣僚からは労組に配慮した発言が繰り返されていた。ところが今回は、延長されるのは土曜の 4 時間のみとはいえ、SPD 政府自ら、労組の反対がありな

*21. *Das Parlament*, 23.2.2001.

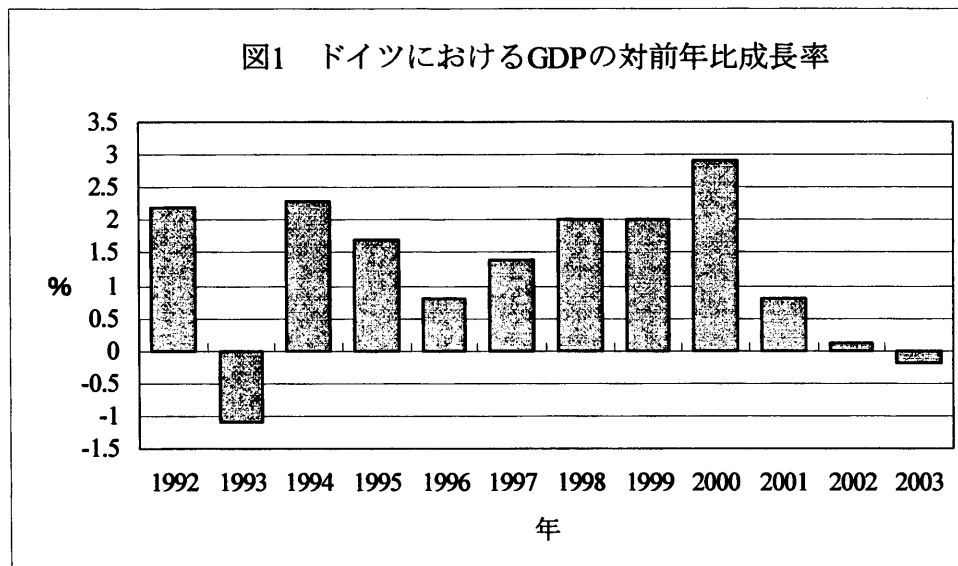
*22. 『海外労働時報』2003 年 6 月号、24 頁。

*23. *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 29. November 2002; 4. Dezember 2002; *VdDB. Anlagen zu den Stenographische Berichte 2003*, 15. Wahlperiode, 31. Sitzung, Berlin 2003, S.2408.

がらも改正に動くこととなった。ここにはどのような背景があったのであろうか。

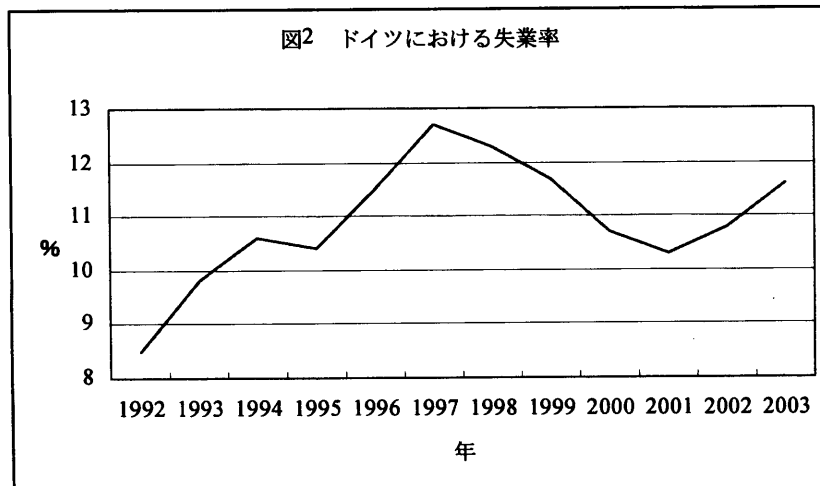
その背景として考えられるのは、まず一つには、96年と02年には、SPD指導部の顔ぶれが変わっていたことであろう。96年は、経済政策的にはSPDの伝統路線を継承するラフォンテーヌ(Lafontaine, Oskar)が党首の座にあったが、02年にはシュレーダーが党首を務め、最重要閣僚としてクレメントが入閣していた。この両者は、SPDのなかでは右派に位置づけられ、市場の効率性の考えを取り入れた徹底的な構造改革で「グローバルスタンダード」に合わせようとする経済政策を志向する立場にあった。99年6月、英ブレア首相とシュレーダー首相の「共同声明＝第3の道/新中道」においては、現代の社会民主主義者はサプライサイドの政策をとることが必要であるとの認識が示されており、「アングロサクソンの新自由主義」の影響がそこに見られた²⁴。

さらに、こうした彼らの志向を実行させる重要な背景となったのが、02年当時の政治・経済状況であった。今回の政府法案について野党のヴェール経済政策広報(CDUと統一会派を組むキリスト教社会同盟CSU党员)は、次のような見方を明らかにしている。



(出所) *Wirtschaft und Statistik*, 9/2004, S.950 より計算。

*24. 生活経済政策編集部編『ヨーロッパ社会民主主義「第3の道」論集』社団法人生活経済政策研究所、2000年；西田慎「シュレーダー社会民主党のジレンマ」『ドイツ研究』31号(2000年)、122-128頁；野田昌吾「ドイツ政治の変容とドイツ社会民主党」同上誌、13-14頁、小林正文『指導者たちでたどるドイツ現代史』丸善、2002年、165頁。共同宣言の起草者の一人でシュレーダーの側近であったホンバッハ(Hombach, Bodo)は、新中道は国家による枠組み条件の設定を目指しており、国家の活性化を望んでいるのであって、国家の消滅により問題が解決すると考える「アングロサクソンの新自由主義」とは根本が違っていると述べている。



(出所) *Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland 2004*, Wiesbaden 2004, S.95.

「なぜ首相は、目下焦眉の課題でもないこのテーマに突然取り組みだしたのでしょうか。ヘッセンとニーダーザクセンで州議会選挙が行われる来年2月2日を前にした突然のこの試みは、政府が改革に柔軟であることを示すための陽動作戦でしょう」とし、改正を巡る動きは、2ヵ月後に迫った州議会選挙対策であるとする^{*25}。ただ、同氏は続けて「閉店法はこれまで常にドイツの停滞・改革の停滞にとって象徴的なテーマでした。少なくとも外国からはそうみなされてきました」と述べ、また「別の側面では、政府が労組と争う準備があることを示したいのではないかと思います」とも加えている。つまり、再度悪化しつつあった経済成長率、失業率を、従来の規制や利害関係の打破によって打開しようという首相・経済労働相の姿勢が、この改正を巡る動きからうかがえるといえるだろう。図1のように、1993年に一旦マイナスに陥ったドイツのGDP成長率は、98年から2000年に回復傾向を見せたものの、01年から再び停滞基調に入っていた。また、図2の失業率を見ても02年から再度上昇傾向にあることが分かる。こうした状況から、なおSPDが改正に慎重な姿勢を見せていた00年当時と02年では閉店法への対応の違いが生じたと思われる。経済政策面で決定打を打ち出せないなかでの02年連邦議会選挙を、イラク戦争への反対、同年夏の洪水対策、連立を組む緑の党の躍進といった理由で辛勝したシュレーダー政権にとって、経済停滞の打開は至上課題であった。そのための切り札として登板したクレメント経済労働相は、閉店法改正の必要性を訴える演説のなかで、「我々は巨大な官僚主義のなかで苦しむ中産階級のための枠組み条件を魅力的なものとし、彼らの負担を軽減せねばなりません。我が国は、勇気があり、企業家としての独自の理想を実現し、責任を引き受け、雇用を創出するような多くの人材を緊急に必要としています」と述べ^{*26}、サブ

*25. *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 11. Dezember 2002.

*26. *Ebenda.*, 5. Dezember 2002.

ライサイドに重点を置いた経済改革をいっそう進める必要性を訴えていた。そして 03 年春にかけて、政府は、労組からの強い反発を受けながらも、「改革の停滞の象徴」とされた閉店法をはじめ、解雇保護法の緩和、手工業法の改正などの規制緩和政策を立て続けに打ち出していくことになる。

こうした連邦政府の改正への動きに対抗して、11 月 22 日には野党 FDP が「閉店法廃止法案」を、12 月 17 日には同じく CDU が「閉店法近代化のための法案」を連邦議会に提出した。続く同 19 日の連邦議会で閉店法が議題に取り上げられた後、03 年 2 月 3 日には連邦政府法案が提出された。この法案は 3 月 13 日の連邦議会において可決される（与党の賛成 279、野党の反対 224、棄権 0。施行は 6 月 1 日から）。この間、2 月 12 日には野党が優勢な連邦参議院の方で閉店法を廃止すべきとの決議がなされ、3 月 10 日には連邦議会の経済労働委員会において公聴会が開催されるなど、関連議論が深められていった。以下では、こうした過程で展開された議論の内容を詳しく検討していくこととする。

2. 政府・野党の法案

ここではまず、政府・各野党が、それぞれの改正案を何故必要だと主張するのか、その理由について法案提出の順に確認していこう。そのさい、①経済的理由と②「社会面」への配慮とに分けて整理していくこととする。

○FDP の「閉店法廃止法案」²⁷

平日についての法規制を撤廃し、日祝日については保護は続けるものの、各州に例外規定を設定する権限が与えられるべきだとする。

①経済的理由

- ・鉄道駅、空港、ガソリンスタンド、あらゆる時間規制のないインターネット販売といった新たな競争形態が市場割合を増加させ、消費者がいつ買い物をすませるかについては国家の監視から逃れ、不必要な官僚主義的強制から自由になったことが明らかになってきた。
- ・国際的な競争圧力は、ドイツのサービス提供者に、積極的な競争力の形成によって対処することを強いるようになっている。ヨーロッパ内の比較でも、ドイツと同様の硬直的な開店規制をしているのはオーストリアだけである。他の全ての欧州諸国は、より自由な開店時間を許しており、たとえばスウェーデンやイギリスのように完全に自由な国もある。国際競争の影響と、消費者の高い可動性はここ数年国境地域で観察することができる。
- ・開店時間の自由化は、とくに中小の小売企業が、郊外の大規模マーケットに対抗して頑張り通すチャンスとなるだろう。小企業は、巧みに市場の隙間を埋めることで、都心部における居場所を確保することができる。市場の要求に合わせた創造的コンセプトによって変

²⁷ VdDB. Drucksache, Anlagen-Band.715, Berlin 2002, 15/106, 22.11.2002.

化した顧客の需要に対応しようとする企業は、ますます時代遅れの閉店規制と衝突する。開店時間の自由化は、とくにベンチャーが企業の創業期に市場での地位を獲得することを助けるだろう。ベンチャーには、開店時間を含む改善されたサービスによってその価値を認められる可能性が与えられなければならない。

②「社会面」への配慮

・ドイツは社会政策的な変革期を迎えている。変化した労働構造、労働時間の弾力化、高まる社会的変動性は、消費者の生活慣習・消費慣習を変化させている。現行の規定では、顧客の生活慣習や需要の変化を十分満たすことはできない。

・開店時間の自由化は、家族の関心にも沿ったものである。共稼ぎの夫婦は、買い物をより良く分担できるようになる。また家族全員で買いだめをする必要や、「満員の土曜日に家族で買い物」を避ける必要もなくなる。家族の一員としての店員の権利は、労働保護法により保証されている。

・従業員にとっては、労働時間規制と被用者保護権は、労働時間法の規定と概括的労働協約によって具体化されている。それゆえ開店時間の自由化は、店員に、許容範囲内で最大の平日労働時間や、最小の休憩時間をもたらす効果をもつものではない。むしろ自由化によって、労働時間の弾力化はさらに必要となるだろう。しかし多くの勤労国民にとってはこうした変化はかねてから生じていたものであり、今後はさらに進展するものだろう。

FDPは、これらの理由から、「官僚主義は具体的に廃止されるべきであり、国家は元の位置に返すべきであり、個人の決定可能性の余地を作るべきである」と強調している。

○CDUの「閉店法近代化のための法案」^{*28}

CDUは、平日の開店時間を自由化し、日祝日は現在のまま連邦政府によって保護が維持されることを提案する。それは、「経済政策的な理由からも社会政策的な理由からも」であるという。

①経済的理由

・ドイツ経済は深刻な構造危機にある。失業率は高く、企業倒産は新たな記録に到達し、売上げは広い範囲で落ち込んでいる。小売業だけを見ると、2002年には1945年以来最悪の売上げ結果が見込まれている。こうした背景のもとで、我が国によりダイナミズムを、より成長を、より雇用をもたらすようなすべての措置が取られるべきである。そこに閉店法の近代化も数えられる。

・現在の法状況は、競争の障害となっている。ガソリンスタンドや駅、空港の売店のような制限的な閉店規制の下にない企業は、他の小売企業に対して有利な立場にある。とくに増加するインターネット取引のような現代的な消費慣習によって、特例を認められない閉

*28. *VdDB. Drucksache, Anlagen-Band.716, Berlin 2002/2003, 15/193, 17.12.2002.*

店規制に従っている企業は、かなりの不利益を受けている。

- ・ますます激化している国境を越えた競争が、外国の市場を失わないために、ドイツの企業に顧客の希望に見合った創造的な打開策を発展させるよう圧力を強めている。

- ・社会的市場経済は、分別ある国民の心底に価値のあるものとして留まり続けている。企業の自由や個人の責任意識が再び共通の視点として定められねばならない。それゆえ我が国で必要なのは、いつ店を閉めなければならないという規制ではなく、いつ開けても良いかという構想である。国家は、国民が平日の買い物時間や商店の開店時間をどうするのかという決定を妨げることはいできない。

②「社会面」への配慮

- ・閉店法の近代化は、社会政策的な理由からも意義深い。開店時間の延長は、消費者の弾力的な買い物計画を可能にする。夫婦、子供のいる家族、シングルの親は、仕事や家事、場合によっては子供の養育といった様々な課題と、個人的な必要とをより良く調整することができる。日々の計画が労働時間に強く依存している就業者は、買い物が容易になる。

- ・小売業の労働協約・企業協約パートナーは、法的な特別規制がなくても、労働時間法の共通の規制に従って、従業員のために、容認できる社会的な労働条件を取り決める能力があると信じていることができる。

- ・同時に、新規制が社会的文化的理由に適切であるかを考慮せねばならない。それゆえ日祝日は引き続き保護される。日祝日は余暇と休養のためにある。日曜は、家族や友人、隣人との共同の時間、社会的文化的生活の日でもある。

○連邦政府法案²⁹

土曜の開店時間を 20 時まで延長するというものだが、これは「商店主、小売業従業員、消費者の利害間のバランスを疑わしいものとするとなしに、変化した購買行動を考慮」しようとするものだとする。

①経済的理由

- ・1956 年の閉店法の発効以来、連邦共和国の経済的社会的条件はかなり変化してきた。閉店法公布当時は、経済状況は、経済の奇跡により特徴づけられていた。経済成長は、確実な売上げ増と、雇用増へとつながっていた。だが今日では、小売業の売上高は、ここ数年全体的な経済成長率を下回ったままである。消費者が小売業に支出する割合もこの 10 年間に低下している。新たな発展(インターネットや通信販売という購買形態)や追加的な例外規定(特別開店時間が可能な空港や駅売店における供給の増加)の結果、環境はますます変化してきた。土曜開店時間の延長により、小売業の企業は、消費者の需要に合わせ、サービスを顧客の需要や流行に適合させることができるようになるだろう。延長された土

*29. *VdDB. Drucksache, Anlagen-Band.717, Berlin 2003, 15/396, 03.02.2003.*

曜への需要は、2000年万博のときにニーダーザクセンで土曜を20時まで延長した経験が示している。消費者は、土曜の延長を活発に利用したのである。

②「社会面」への配慮

・閉店法の目的は、小売業従業員を、販売所の開店時間に関する法的な枠組みによって、長すぎる労働時間や社会的に不都合な時間の仕事から保護することである。そのさい、法は、商店主、小売業従業員、消費者の利害間のバランスを作り出すべきである。

・土曜開店延長による従業員の負担は、それほど著しくはないだろう。労働時間の延長は予想されない。旧連邦州(旧西ドイツ)の労働協約では、州労働時間が37.5時間に計画されている。新連邦州(旧東ドイツ)では38時間である。西ベルリンは37時間、東ベルリンでは38時間が基準となっている。ノルトライン・ヴェストファーレンでは37.5時間だが、ここの協約は一般的拘束力を有する。協約が適用されない企業では、労働時間法により最高労働時間が規定されている。労働時間法では8時間、もしくは6ヵ月あるいは24週以内に調整が必要な10時間労働を許可している。不利な労働時間や、夜遅くに及ぶ労働時間は、正しいと認められる範囲に限定されている。

このほか、「従業員の労働保護のための統一的な条件と、全連邦的に平等な小売業の競争条件を作り出すために、閉店の規制は、連邦で統一的に形成されねばならない」として、州ごとの規制には反対が表明されている。

これら3法案は、改正内容では、平日の開店時間完全自由化と土曜4時間のみの延長という違いはあるが、改正理由についてはほぼ共通の主張が展開されているといえる。たとえば①の経済的理由を見ると、ドイツ経済なかでもとくに小売業の不況からの回復、インターネット取引など規制を受けない販売形態に対する一般店舗の不利さの除去、小売業が消費者の需要に合わせたサービスを提供できる機会の形成といった見解が、与野党いずれの法案においても確認される。これに加えてFDP、CDU案では、国際的な競争圧力の下でのドイツ小売業の競争力強化の必要性と、そのための企業や消費者の自由、個人の決定可能性・責任意識の再興を強調し、CDUはこの点を社会的市場経済という言葉を用いつつ説明している。他方で②の「社会面」への配慮を見ても、3案はいずれも開店時間延長による従業員の労働時間への悪影響はないと予想し、労働時間は労働時間法と労働協約によって十分保護されていると主張している。またFDPとCDUは、自由化が、消費者の買い物の利便性や家族生活の改善にも役立つことを付言しており、その面での自由化の社会政策的意義も主張している。それに対して政府案は、閉店法の目的が小売業従業員の労働時間保護にあるとしながらも、それは「商店主、小売業従業員、消費者の利害間のバランス」を考慮したうえでなされるべきとする点が目に付くといえる。全体としては、96年改正時に比べると、CDU、FDPとSPDの間の主張の差異がほとんどなくなってきたことが確認できるであろう。

3. 連邦議会での討議

さらに連邦議会における討議を追跡していこう。02年12月19日の連邦議会本会議では、FDPとCDUの法案提出を受けて、閉店法関連討論がなされた。そこでFDPのトップ議員(Kopp, Gundrun)は、「グローバル化、EUの東方拡大、開放された市場、インターネット取引、現代的な生活・労働構造、変化する消費習慣、悪化している景気状況・サービス業の需要といったすべての要素に対するFDPの答えは、簡素で心を打つものです。我々は、平日の開店時間の法的規制撤廃を要求しています。「これは正真正銘の規制緩和への貢献であり、ドイツ市場参加者の自由化への大きな貢献です」と述べ、グローバル化・EU拡大とそれに伴う市場の開放や、インターネット取引、景気の悪化等が閉店法改正を求める背景にあることに言及している³⁰。

こうした改正へ向けての一連の流れに対して、労働組合とキリスト教関連組織は強く反発した。03年3月10日の連邦議会経済労働委員会における公聴会では、統一サービス産業労組が、「さらなる法的な開店時間の延長を拒否する。これはとくに、FDP案、CDU案に対してそうである。土曜の延長という連邦政府案も拒否するが、それは政府法案は労働保護を後退させ、従業員と消費者の利害バランスを取るものでは決してないからである。土曜の開店時間を延長したり、開店時間を自由化しようという現在の試みによって、過去の経験からは以下のようなことが起こる恐れがある。つまり、これまでにない厳しさで同時におこる価格競争、売上高の減少、さらなる売上げ面積の拡大などのために、小売業の雇用、サービスの質に否定的な影響を及ぼすだろう」と批判した。ドイツ労働総同盟も、「緊急に法的な開店時間規制を変化させる必要性はない。なぜなら、それにより、より多くの雇用も消費も生まれないからである。平日の開店規制廃止というFDP法案は、被用者の利害をまったく考慮しておらず、現在の競争環境のゆえに、開店時間の延長は、変わらない売上高と、高くなるコストを引き起こすのみである」と主張する³¹。

表2 小売業における売上高の変遷
(売上高は2000年価格による実質値; 1996年=100)

年	売上高	売上対前年比	GDPの成長率
1995	100.6		
1996	100	-0.6	0.8
1997	98.3	-1.7	1.4
1998	99.4	1.1	2.0
1999	99.9	0.5	2.0
2000	101.1	1.2	2.9
2001	102.1	1.0	0.8
2002	100.0	-2.1	0.2
2003	99.3	-0.7	-0.1

(出所) *Wirtschaft und Statistik*, 3/2004, S.309より作成。

*30. *VdDB. Anlagen zu den Stenographische Berichte 2002*, 15. Wahlperiode, 16. Sitzung, Berlin 2002, S.1274.

*31. *VdDB. Drucksache, Anlagen-Band.719*, Berlin 2003, 15/591, 12.03.2003, S.10f.

表3 小売業における従業員数の変化(1996年=100)

年	全従業員	フルタイム雇用者	パートタイム雇用者
1995	101.0	103.8	98.0
1996	100	100	100
1997	98.7	95.8	101.8
1998	98.4	93.3	103.9
1999	96.7	92.2	101.7
2000	96.1	91.6	101.0
2001	96.1	89.9	102.8
2002	95.0	87.4	103.3
2003	93.1	83.5	103.5

(出所) *Wirtschaft und Statistik*, 3/2004, S.314より作成。

験から根拠のないものではなかった。この点を具体的に確認するために表2、表3を掲げると、小売業の売上高は、97年～99年にかけて96年の水準を下回り続けた。また従業員数も、97年以降一貫して減少しており、なかで

もフルタイム雇用者は大きく減少していることが分かる。他方で、改正賛成派が当時主張したようにパートタイム雇用者は確かに増加傾向をたどったが、フルタイム雇用者の減少がそれを相殺してしまっている。結果として、96年改正時における改正反対派の懸念は的を射たのである。このことは、96年時には、開店時間延長の理由として、小売業の売上げ増と、雇用増による失業の減少の見込みが前面に出されていたのに対して、今回の各法案ではそうした主張がやや後退している印象を受けることにもつながっていると思われる。自由化推進をかねてから主張するifo研究所も10日の公聴会で、「開店時間の延長や自由化は、短中期的にはおそらく国民の消費行動に対してわずかな効果しかもたらさないであろう」と認めている。同研究所はむしろ「顧客集団の心に訴えるために、新たな開店時間によって、小売業では新たなサービスや商品が提供されるに違いない。とくに革新的な小売企業の新設に対して、現行の開店時間規制は障害となる時代錯誤である」として、小売業の構造改革への貢献に期待していた。もっとも小売業中小企業組織のように、「この数年、小売業の売上げが停滞あるいは減少すらしているからこそ、土曜開店延長という刺激は緊急に必要なものである」という逆の認識を打ち出す組織もあった³²。

キリスト教関連組織は、別の視点から改正に反対した。社団法人プロテスタント被用者組織連盟は、同公聴会にて「人々の不可欠な宗教的・文化的必要性を、法の根拠として受け入れるべきことに賛成である。家族のため、社会集団のため、公共団体のための共同の自由な週末には高い価値があることは広く認められているが、改正によって、今以上にその価値が放棄されることになるであろう。キリスト教・ユダヤ教の伝統的な安息日である土曜日は、労働と余暇の間のリズムを明白に分けるものである。このバランスが侵されようとしている。自由な日曜の保護も、さらに掘り崩されるのではないかと懸念する」として、社会生活や労働と余暇のリズムといった「社会面」の視点を議論の遡上に載せた³³。

*32. *VdDB. Drucksache, Anlagen-Band.719, 15/591, 12.03.2003, S.11.*

*33. *Ebenda, S.11f.*

これらの議論を受けて、3月13日の連邦議会本会議では議決前の最後の討論がなされた。その内容は、これまで触れてきた論点の再確認といった性格もあり重なる部分も多いため、各党別に要約的に紹介しておきたい。

SPDは、今回の20時までの延長によって「小売業の集中化への動きは変化しないであろうし、雇用が新たに生まれるわけでもない。むしろ現在のネガティブな傾向を阻止し、完全にストップさせることに関わるもの」だとした。また10日の公聴会でキリスト教関連団体が提示した「週末においては、無給の社会参加や家族が決定的な役割を果たしている」という概念に理解を示し、今回の改正に「小売業従業員は毎月1度の土曜休みを保証される」という規定を付け加えた。そして「専門家の多数は、連邦政府の案を、小売業の利害関心の最善の集約であると判断したことを強調」し、再度小売業関係者の利害バランスに配慮した法案であることを訴えかけた³⁴。

連立を組む緑の党も、今回の延長は土曜延長を望む消費者の生活慣習変化に対応した「小さな一歩」だとし、さらに考慮せねばならない問題として、都市部小売店と郊外型小売店の開店時間の差別化を挙げた。「郊外の大規模なディスカウントは、都市部の小売業者に対して完全に競争上の優位を有している。競争は完全に歪められている。それに対して政治の側で反応が必要である。この分野で一定の調整をするためにできることは、都市部が一定の優位を作り出せるような開店時間の差別化であろう。外国との比較をしてみると、アメリカでは、郊外のショッピングセンターのために、都市部が荒廃している。ヨーロッパでも、スウェーデンでは、3つの大小売企業が食料品市場を支配している。その3企業は小売業の全売り上げの90%を占めている。スウェーデンでは価格はどのような状況になっているだろうか。最初は小売価格・食料品価格は一定程度下落する。その後寡占状態が作られる。今日スウェーデンの食料品価格は全ヨーロッパで最も高くなっている。(中略)ドイツ基本法の平等の原則が守られることが重要である」³⁵。

野党CDUは、「小売業の売上げは1996年以来後退している。企業の数も減少している。販売所も明らかに減少している。ドイツ小売業は、これまでで最も厳しい状況にある。収益は悪く、競争力の国際比較でも低い位置にある。ドイツ小売業が、現在の状況やとくに現行の法状況に満足する理由はなにもない」、「こうした状況を前に、我々の国によりダイナミズムを、より成長を、より従業員をもたらすために必要なすべての措置がとられるべき」として、閉店法自由化の必要性を訴えた。そして自由化によって「小売業が24時間開店すべきであるという規制が発生するわけではない。むしろ需要や社会的な可能性・必要性が、小売業の開店時間と一致することになるだろう」とする。「人々は理性的に行動し、その時々々の生活状況に合致させて自ら制限を設ければよい」というのである。「我

*34. *VdDB. Anlagen zu den Stenographische Berichte 2003*, 15. Wahlperiode, 31. Sitzung, S.2405f.

*35. *Ebenda*, S.2409.

々が必要なのは、今一度ルートヴィヒ・エアハルト、社会的市場経済である。より多くの自由決定余地、少ない国家である」。また緑の党が主張した都市部と郊外の小売店の開店時間差別化については、「新たな制限はばかげたことであるので、拒否する。この特権が導入されれば、新たな人工の制限が生まれることになる。それは不確実性と新たな大騒ぎ以外のなにも生み出さない」として反対した^{*36}。

FDPからは以下のような意見が出された。「我々の大変な驚きだったのは、政府法案には、小売店の従業員は月に1度の土曜休みの権利が保証されていることだった。これは非合理的だと言わざるを得ない。なぜならここで新たな監視を持ち込むことになるのだから。これにより被用者と雇用者の協約パートナーの主権に介入することになる。小売業従業員の保護は依然として必要と考える。我々は労働時間法、労働保護法を支持している。しかし我々は、独自性、少ない国家規制により重きを置く。また消費者志向に重きを置く。商店が24時間開店することを、誰も強制しない。市場における隙間のチャンスを利用するために、必要な時間に開店するのである。10日の公聴会における法学者フーヘン・マインツ大学教授の説明は興味深く思われた。彼は、自由な法治国家において閉店法のような堅苦しい規制がなお合憲であるのかどうかを問うことを提唱している。依然として規制をしたい者は、なぜ規制したいのかを説明せねばならないのである。経済立地としてのドイツを安定化させるのは正しい改革であり、これは絶対に必要である」^{*37}。

最後に、連邦経済労働省議会担当次官のアンドレス(Andres, Gerd)の発言を確認しておこう。彼は、閉店法は「『全てか無か』の活動であるとか、また最善の市場経済理論を見つけ出すのは誰なのかに関わる問題ではありません。すべての関係者の利害が反映された実用的な解決は何なのかに関わる問題なのです。土曜の延長は、変化した消費者の購買行動を考慮したものです。土曜開店時間の延長によって、小売企業は消費者の希望によりよく適応し、その業務を需要や顧客の流行に合わせるできるようになります。小売業は、数年来縮小傾向にあります。売上の減少、雇用の減少が状況の特徴づけています。小売業は、もし消費者の需要に開かれ、それを志向するならば、下方への傾向をストップし、方向を転換する機会を得られるでしょう。これに対し、法案は貢献できると期待しています。政府法案は、変化した消費慣行を顧慮し、小売業の様々な利害の間のバランスを保証する閉店法の適度な改正です」として、政府法案の「バランス」、「適度さ」を再度強調した^{*38}。

以上で見てきた法案および連邦議会での議論をまとめておこう。改正を必要として主張された理由は以下の点に集約できるであろう。

(1)小売業の売上げや雇用の後退への対応。少なくともそれらの下方への傾向をストップ

*36. *Ebenda*, S.2406-08, 2414.

*37. *Ebenda*, S.2410f.

*38. *Ebenda*, S.2413f.

させるため。

(2)土曜延長に対する消費者の希望や消費習慣の変化への対応。小売業関係者の利害バランスへの配慮。

(3)インターネット取引の増大や規制を受けない店舗と一般店舗との不平等への対応。

(4)グローバル化やEUの拡大とそれに伴う市場の開放への対応。新たなサービスや商品の開発、革新的企業の新設を生み、小売業の競争力を向上させる必要性、また経済立地としてのドイツを安定化させる必要性。そのための人々の自由決定の余地、独自性、少ない国家・規制の重視。エアハルト、社会的市場経済の再興。

SPDは、連邦議会での最終討論では、さほど議論を深めなかった印象が強く、先の法案では(3)にも言及していたのとは違い、改正理由としては(1)と(2)を挙げたのみであった。そして野党側は(1)~(4)までの理由、とくに(4)を強調し続けている点に特徴があったといえよう。

III. 改正理由の検証

ここでは、これまで見てきた改正理由のうち、データで検証可能なものについて、その客観性・説得性を確認しておきたい。それにより、各政党の真の狙いがどこにあり、ドイツ経済はどのような方向へ向かおうとしているのかを明らかにするよすがとしたい。

前章末の分類に従って(1)の小売業の売上げや雇用の向上のためという理由から検証していこう。前述した通り、96年改正以降、売上げ・雇用は減少しており、改正の効果はなかったといえる。この点は、今回の改正議論において売上げや雇用の上昇への期待が前回ほど強調されていなかったことから、各政党によって認識されていたと思われる。事実SPDは、今回の改正によって「雇用が新たに生まれるわけではない」と指摘しており、またifo研究所も「短中期的にはおそらく国民の消費行動に対してはわずかな効果しかもたらさない」ことを明言していた。それゆえこの売上げ・雇用減への対応という理由は、SPDが「むしろ現在のネガティブな傾向を阻止し、完全にストップさせることに関わるもの」と後退した表現を用いたように、さほどその効果は期待されないながらも、ともかくも改正へ向けて挙げておかれた理由であるように推測されるのである。

そして実際にも、前掲の表2により、今度は2000年以降の売上げ動向を確認すると、売上高は、00~01年にかけては回復し、96年水準を立て続けに上回った。しかし02年には96年水準に戻り、今回の改正の影響が及ぶはずの03年は再び96年水準を下回ってしまった。このことを表4の03年月別売上げにより、さらに詳しく見ていこう。今回の改正法が施行されたのは6月1日からである。03年の前半は、3月を除けば1~5月まで02年の売上げを上回っていた。ところが閉店法改正の影響が出るはずの6月以降は、9月を除けば、逆に02年の同月と比べて、軒並み売上げが落ちていることが確認できる。02

表4 2003年小売業の月別売上げ
の前年同月比(%)

1月	1.7
2月	1.3
3月	-2.9
4月	2.7
5月	1.0
6月	-0.9
7月	-0.8
8月	-5.5
9月	1.0
10月	-0.1
11月	-4.8
12月	-1.4

(注)2000年価格での評価。

(出所) *Wirtschaft und Statistik*, 3/2004, S.310

が確認できる。閉店法改正は売上げ・雇用の向上には効果はないという96年の経験からすでに判明していた事実は、03年改正後にも再度実証された形となったのである。

次に、前章末で(2)とした消費者の希望や消費習慣の変化への対応、小売業関係者の利害バランスへの配慮という点について確認しておこう。この「バランスへの配慮」は、政府法案や経済労働省次官の発言において繰り返し指摘された点であり、消費者や企業家へのアピールと、改正に反対の労働組合側への説得という意味合いをもったと思われる。しかし、改正を巡る議論のなかで、労組が「従業員と消費者の利害のバランスを取るものでは決してない」と政府を強く批判していたのはすでに見てきたところである。これに対して消費者はどのような反応を示していたのであろうか。99年～02年にかけての各種世論調査によれば、確かに概ね半数以上の国民が、開店延長もしくは自由化に賛成していることが示されており、開店時間延長への消費者の希望は高いように見える。ただ、同時にそれに反対する者も約3分の1を占め続けていた^{*40}。また、表5によると、個人支出に占める対小売業支出の割合は前回改正の96年以降も年々減少してきていることが分かる。ここからは、開店延長への消費者の希望と実際の需要とは必ずしも直接の関連性はないことがうかがえる。この対小売業支出の低下の要因は、90年代半ばから、電気、水道、ガス、

年の売上げが、00、01年に比べ減少していたことを考えれば、03年後半の閉店法改正後の落ち込みはより意味が重いといえるだろう。この落ち込みの原因としては、ノルトライン・ヴェストファーレンなど4州が公務員に対するクリスマス手当・休暇手当を削減する方策をとったことなども影響したとされるが、いずれにせよ「売上げの成長に対する土曜開店時間延長の効果は確認できない」といえる^{*39}。同じことは、雇用についてもいえる。前掲表3からは、96年以降続いている従業員の減少が、03年にはさらに加速していること

*39. Decker, Jörg, Entwicklung im Einzelhandel im Jahr 2003, in: *Wirtschaft und Statistik*, 3/2004, S.310.

*40. 1999年のifo研究所調査では、延長・自由化に賛成が45%、2000年のDimap研究所調査では賛成が59%、2002年11月のアレンスバッハ研究所調査では賛成が55%であった。他方で反対もそれぞれ36%、40%、32%だった。ifo Gutachten zum Ladenschluss; 『海外労働時報』2000年11月号、39頁; *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 7. Dezember 2002.

表5 個人支出に占める対小売業支出

年	%
1995	31
1996	30
1997	30
1998	28
1999	27
2000	27
2001	27
2002	26
2003	25

(出所) *Wirtschaft und Statistik*, 3/2004, S.309.

ドイツ労働総同盟は、閉店法改正案議決翌日の14日にシュレーダー首相が施政方針演説において発表した社会・労働市場改革推進案を、社会国家の後退だとして厳しく批判し、独自にその対案を打ち出すなどした。この流れは、SPD左派が主要労組と共に新党結成の動きをみせるなどして04年3月にシュレーダーが党首を辞任する事態へとも至っている。改正は当初から厳密には「小売業関係者の利害バランスを配慮」したものとなりえておらず、結果的にもそれを不安定にすることにつながったといえるだろう^{*42}。

今回の改正議論のなかで重要論点として取り上げられるようになったのが(3)インターネット取引の増加へ対応せねばならないという点であった。この点は昨今の印象からはもっともらしく聞こえるが、統計を見ればやや強調されすぎの理由であることが確認できる。連邦統計局によれば、電子商取引は、00年にドイツ小売業の全売上げの0.2%を占めるにすぎなかった。ドイツ小売業連盟の調査はそれよりも高く見積もっているが、それでも99年の0.25%から02年に1.6%まで伸びたにすぎない。03年初頭の時点では、「電子商取引の意義は、巷間予想されるほど高くはない」のであって^{*43}、小売業の売上げに対して電子商取引はさほど大きな意味を持ち得ていないのが実情だった。

(4)のうちグローバルな競争のもとでのドイツ小売企業の競争力強化への対応という点

健康管理、交通費といった支出項目の価格が上昇し、そちらに支出を割かざるを得なくなったことや、雇用や所得減に対する消費者の不安から消費が手控ええられる傾向にあったことなどであり^{*41}、消費者は営業時間よりも価格動向や雇用状況に影響を受けて消費習慣を変化させてきているといえよう。

閉店法改正後になると、労組は政府への反発をより強めていき、

*41. Birnbrich, Manuel, Einzelhandel: Hoffnung auf den Aufschwung bislang, in: *ifo Schnelldienst*, 14/2004, S.25; Decker, J., a.a.O., S.311f. 1994年～2003年に、消費者価格全体の上昇は13.2%であったが、住居・電気・ガス・水道・燃料は19.3%、健康管理関係は14.8%、交通関係は22.9%上昇した。それに対し食料は7.3%、衣服・靴は3.4%の上昇だった。付言すれば、小売業の不況の要因は、インフラ関連品目費の上昇や雇用不安といった現代ドイツにおける「社会面」の状況の悪化にあるといえる。

*42. 『海外労働時報』2003年8月号、25-27頁。

*43. Fischer, Iris, Zur Beobachtung der Entwicklung des E-Commerce, in: *Wirtschaft und Statistik*, 4/2003, S.314-317.

では、開店時間の延長は、とくに大企業が組織の効率性を高め、競争力を強化することに役立ってきていたことは確認できる。96年改正の後、「年間売上げが200万マルク以下の小規模小売店では非常に多くが(従来通りの)18時30分で閉店しているが、2500万マルク以上の企業はほとんどすべてが延長された開店時間を利用している」とされたように⁴⁴、延長を積極的に利用したのは大規模店であった。その結果、ifo研究所による小売業の企業形態別売上げシェアの調査によれば、専門的ショッピングセンターと大型スーパーが、95年の31.3%から02年には35.9%へと市場比率を高めており、05年には38.8%とさらに高まることが予測されている⁴⁵。また表3によれば、96年改正時に労組やSPDが危惧した通り、フルタイム従業員の割合は減少し、逆にパートタイム労働者の割合は一貫して増加していることが分かる。これらのことから、開店時間延長は、従業員数の多い大企業がそれを積極的に利用して売上げを伸ばし、また従業員もコストのより低いパートタイム労働者を増加させることで、企業としての競争力を高めていることが推測されよう。大規模店が競争力を強化するという意味では、開店時間延長は一定の効果を生み出してきているように見える⁴⁶。他方で、FD P法案やifoが指摘したような開店時間自由化により中小店が市場の隙間を利用することで競争力を高めるだろうという予測については、それらの前提が現実化していない開店時間の自由化である以上、過去のデータで測ることに無理があろうが、上述のような96年以降小規模店はほとんど営業時間を延長しなかったという事実、また小売業の企業数が96年の44万4627から01年に42万8183へと減少しているという数値などを見る限りでは⁴⁷、効果を確認することはできないように思われる。

また(4)のうち立地としてのドイツという点について、周辺ヨーロッパ諸国との開店規制を比較しておこう。もともとドイツはEU諸国のなかで最も厳しい開店時間規制を敷いていたが、今回の改正により、ドイツより厳しく開店を規制している国は、オーストリアとデンマークだけとなった。イタリアやノルウェーとは同じ時間の規制となり、ドイツより緩いのはオランダ、ベルギーである。フランス、イギリス、スウェーデン、スペインなどは原則24時間の営業が可能となっている。これらからは、改正により、小売大資本が

*44. ifo Gutachten zum Ladenschluss, 12. Oktober 1999.

*45. Täger, Uwe Chr., a.a.O., S.14.

*46. もっともドイツ小売業における大型店への集中化は1970年代以降の一般的趨勢であり、これは大規模店による小規模店の淘汰や、小規模店の競争力増強のための大規模化といった要因が働いたものとされ、閉店法緩和の影響がそこにどれほどあるのかについて確かなことはいえない。横森豊雄「ドイツの小売業— Handels- und Gaststättenzählung の分析を中心に—」『専修商学論集』66号(1998年)、235頁、斎藤雅通「1990年代ドイツにおける食品小売業の構造」『立命館経営学』第39巻6号(2001年)、43頁。

*47. Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland, 2003, S.559.

進出するためには、ドイツの立地が改善されてきたといえるだろう^{*48}。ただし、04年5月以降、EUの東方拡大に伴ってポーランドという強力な競争相手も現れてきている。

最後に、閉店法の社会政策的役割に関して、いずれの政党からも出されていた見解「従業員の労働時間は労働協約によって保護されている」という点について、以下のことを確認しておきたい。それは、労使による労働協約で労働条件を決定するという仕組み自体が近年揺らいでいるという事実である。旧西ドイツ地域で産別協約に拘束される企業で働く従業員の割合は、95年には72%だったものの、03年には62%へと低下し、旧東独地域では96年の56%から03年は43%まで減少した^{*49}。このように協約システムの中に入らない企業が急増しており、労働時間保護に対する協約の効果は低減しつつあるといえる。

以上のように、今回の議論において掲げられた改正理由は、関係者達がそれを意識していたか否かはさておき、(1)~(3)および労働協約に関する主張は、現実とはやや整合性を欠くものであった。他方(4)に関する限りでは、閉店法緩和は一定の効果を持ちえていたといえよう。

おわりに

03年閉店法改正を巡る議論は、SPDが改正賛成に回ったという点で、前回改正の96年とはまったく異なった様相を呈するものだった。改正の理由としてSPDが掲げた議論の内容も、CDU、FDPの見解とほとんど差のないものとなっていた。確かにSPDは、CDU、FDPのような明確な市場メカニズム重視こそ主張してまではいない。だが、II章末でまとめた(1)~(3)の改正理由の客観性や労働協約の役割の低下といった事柄が、さほど吟味される必要が感じられていないかに見える改正論議からは、SPDの少なくとも現在の主流派は、市場メカニズム重視はもはや当然の時代の流れとする政界・産業界・学界の雰囲気に対して抗する意志はないかに見える。そのことは、ブレア・シュレーダー共同文書や、クレメント経済労働相の一連の言動からも明らかであろう。

こうして現在のドイツは、与野党がほぼ同じ方向を向くという状況になっている。その結果、現状に関する客観的な認識や深い議論がなされぬままに、ドイツの「社会的市場経済」は、明らかに市場の重視、「社会面」の軽視という方向に舵が切られている。もっともそれは、60年代後半以降、「社会面」が優先されてきたかにみえる歴史を顧みれば、本

*48. 藤内和公、前掲論文、129頁。従来、ドイツへの他の欧州小売企業の進出が少ないことを示すのが、エンリコ・コッラ(三浦信訳)『ヨーロッパの大規模流通業』ミネルヴァ書房、2004年、55頁。

*49. Institut für Arbeitsmarkt- und Berufsforschung, IAB-Betriebspanel 1995-2003 (http://doku.iab.de/betriebspanel/ergebnisse/2004_07_02_05_tarifbindung_2003.pdf).

来の社会的市場経済の構想へ回帰する方向で動いているといえるのかもしれない⁵⁰。しかし、03年閉店法改正を巡る一連の顛末からは、「社会面」の顧慮というドイツ的伝統や、市場と「社会面」のバランスを取るという意味での社会的市場経済の構想を越えて、市場メカニズムが過大視されている状況が浮かび上がってくるように思われる。ドイツは、「グローバルスタンダード」への道をどんどん歩んでいるといえるであろう。

そもそも、ドイツは西欧のなかでも首尾一貫した経済改革が実現され難い国であるというのが、政治学者の評価であった。連邦政府が改革を実行しようとしても、各州、連邦参議院、連邦銀行、労働組合、EU、連邦憲法裁判所など、「制度的障壁 (institutionelle Hemmnisse)」が多すぎるために、結局のところ改革の実行が容易ではないというのである⁵¹。また閉店法に関して、その96年改正議論を分析した法学者の和田肇氏は、「労働法関係法規の改正議論の仕方、すなわち、調査などを含め資料が関係当事者から提供されて、それに基づいて真剣な議論が展開されている、という事実を指摘したかった」とする⁵²。つまりドイツは、議論はかなり深められる、ただ改革はなかなか進まない国であるというのが従来の一般的評価であった。ところが本稿での検討からは、現在のドイツでは、グローバル化に追われるあまり、議論を深めるという傾向も危うくなっており、なし崩し的に改革が進められようとしているといえるのではないだろうか。逆にいえば、グローバル化とは、ドイツにすらし崩し的な対応をとらざるを得なくするものなのだといえようか。こうしてグローバル化と企業の競争力に関する「危機意識」の下、ドイツの様々な制度は、今後も順次改革が進められていくことが予測される。閉店法についていえば、03年改正後も、クレメント経済労働相が「閉店法緩和は官僚制打破のための重要要素」と強調し続けているのをはじめ、04年6月には小売企業から連邦憲法裁判所へ同法は違憲であるとの訴えが出され、9月には10州が平日開店時間の完全自由化を提案するなど、再度緩和要求は高まっており⁵³、現行規制が保持されていくとは考えがたい。このようにドイツ史が築いてきた諸制度は、近い将来多くのものが消えゆくのではないかとすら展望され、その意味で、今日ドイツ史研究にとっては、やはり出口がないかのような状況にも見える。

しかし、世界経済の歴史を振り返れば、市場経済が様々なタイプに移り変わってきたと

*50. そうした主張は、社会的市場経済理論の源流といえる『オルド』誌の掲載論文に顕著である。たとえば Schüller, Alfred, Soziale Marktwirtschaft und Dritte Wege, in: *Ordo*, Bd.51, 2000; Thuy, Peter, 50 Jahre Soziale Marktwirtschaft: Anspruch und Wirklichkeit einer ordnungspolitischen Konzeption, in: *Ordo*, Bd.49, 1998.

*51. Zohlnhöfer, Reimut, Institutionelle Hemmnisse für eine kohärente Wirtschaftspolitik, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 18-19(2003), S.15.

*52. 和田肇「ドイツにおける小売業の労働時間規制」『法政論集(名古屋大学法学部)』165号(1996年)、33頁。

*53. *Handelsblatt*, 09. Juni; 23. September 2004.なお憲法裁判所は合憲との判決を下した。

いう事実を容易に看取できる。19世紀の自由放任型から20世紀にはケインズ主義あるいは混合経済といったタイプが出現し、今日また市場メカニズムを非常に重要視するタイプが「グローバルスタンダード」とされている。こうした歴史の流れを考えれば、現在の「グローバルスタンダード」もいずれ主流から後退する可能性のある市場経済の一つのタイプと捉えることができよう。それゆえ、たとえドイツ史が築いてきた諸制度がこの先も崩れていくことがあろうとも、そこに底流しているもの、ドイツの諸制度を築き上げてきたエッセンスまでは消え去ることなく残り、それが再度重要視される時代がやってくると考えることにさほど無理はないように思われる。そしてそのエッセンスとは、ドイツあるいは欧州の市場経済における「社会面への配慮」といったものではないかと考えられる。

ドイツにおける閉店規制の歴史を振り返ったシュピーカーマン(Spiekermann, Uwe)によれば、「閉店に関する論争が示すことは、我々の経済構造の中心要素は、経済的合理性の表現ではなく、経済と社会、あるいは政治と文化の複雑な相互作用の合成であるということである。閉店の歴史は、社会面の優越とそれに適した国家の行動に関する論争の代表例であった」^{*54}。本稿で見てきた議論のなかにも、ラウ前大統領の「広い意味での『人間に好ましい』もの」、「人間的な生活のための必要条件を作り出すことは、国家の課題」といった演説や、CDUからも「日曜は、家族や友人、隣人との共同の時間、社会的文化的な生活の日」といった言及がなされるなど、「社会面」への配慮は根底に残り続けている。このような閉店法を巡る議論や思想の歴史、「社会的安定と経済的自由の結合」を試みた「社会的市場経済」の歴史の検討は、ドイツや欧州に底流している「社会的なもの」とは何か、それは将来の市場経済においてどのような形で残っていくのか、「社会面」は市場機能といかに調和させていくべきかを考えるうえで、貴重な手がかりを与えてくれるように思われる。そしてやはりその点に、ドイツ史の研究意義は存在し続けていくように思われるのである。

*54. Spiekermann, U., a.a.O., S.43.